

会長及び会長代行の選出について

1 選出方法

都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会における会長及び会長代行の選出は、国民健康保険法施行令第5条の規定により行われる。

(参考) 国民健康保険法施行令第5条

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

2 候補者

○公益代表 小賀野 晶一 委員

- ・中央大学法学部教授
- ・平成29年1月～令和3年7月 本会会長

○公益代表 岡本 博江 委員

- ・弁護士
- ・平成29年1月～平成30年3月 本会副会長
- 平成30年9月～令和3年7月 本会会長代行

○公益代表 長根 裕美 委員

- ・千葉大学大学院社会科学研究院教授

○公益代表 小路 正和 委員

- ・千葉県議会議員 (千葉県議会健康福祉常任委員会委員長)